

住民監査請求における監査委員の勧告に基づき知事が講じた措置について

- 1 知事から監査委員に対する措置結果の通知日 平成11年8月17日
- 2 請求人への通知年月日 平成11年8月20日
- 3 措置内容  
都が被った損害額863,488円に、精算日の翌日から支払日まで、年5分の割合による利子相当額139,395円を加え、合計1,002,883円を補填した。
- 4 措置年月日（納付年月日） 平成11年8月9日
- 5 関係法令 【地方自治法第242条第7項】  
「監査委員の勧告があったときは、当該勧告を受けた長、職員等は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない」

<参 考>

件名	都議会議員の海外出張に関する旅費等の支出に違法・不当があるとしてその返還を求める件
請求人	文京区 若林ひとみ 中野区 荒川龍一
監査結果の通知	平成11年8月5日
勧告内容	【知事に対する勧告】 地方自治法第242条第3項に基づき、知事に対し、平成11年8月31日までに、都が被った次の損害額等を補てんするために必要な措置を講ずることを勧告する。 (1) 損害額863,488円（下記①②の合計額） ① ベルリンでの懇親会経費、ローマ、ミュンヘン、ベルリンの自動車雇上料及び通訳雇上料の領収書に記載された金額と本件代理店への支払額との差額342,988円 ② 増額調整を行った上で資金前渡により受領した宿泊料と本件代理店への支払額との差額520,500円 (2) 上記(1)の金額に対する精算日の翌日から支払日まで、年5分の割合による利子相当額

連絡先 監査事務局総務課調査係  
(内線) 55-512 (直通) 5320-7016